

身体的拘束最小化推進体制加算に関わる揭示事項（基本方針と取組）

●基本方針

とちぎメディカルセンターとちのきでは、法人の理念の基「患者さんの権利」において、人権が公平に尊重される権利を保障しています。そのため、身体的・精神的に弊害をもたらす恐れのある身体拘束等は、緊急やむを得ない場合を除き原則実施しません。

●身体拘束最小化のために実施している取組

- ・身体拘束最小化委員会を定期的開催し、事例検討や改善策の協議を行っています。
- ・多職種からなる身体拘束最小化チームによる巡回を定期的実施し、病棟の職員と共に解除に向けた具体的な検討を行っています。
- ・全職員に対し、年2回以上の身体拘束最小化に係る研修を実施しています。
- ・転倒予防・環境調整、見守り強化、リハビリ支援など、身体拘束に頼らないケアを推進しています。
- ・身体拘束が必要と判断される場合は、多職種で検討し、最小限・最短時間とします。
- ・実施時は家族への説明と記録を徹底し、解除後の振り返りをします。
- ・ご家族の相談を随時受けています。